

東京都北区地域防災計画

改定概要（素案）

【震災対策編・風水害対策編】

平成 29(2017)年 11 月

本冊子は、平成 30 年 3 月に公表を予定している、東京都北区地域防災計画の改定概要です。改定を予定している部分を中心に、以下の項目に基づき内容を整理しています。

- ①地域防災計画の骨子となる基本的事項を記載しています。
- ②平常時に行う「予防対策」を中心に記載しています。
- ③内容に大きな変更がない場合は、タイトルのみを掲載、または省略しています。
- ④修正箇所については、赤字で記載しています。

1 はじめに

東京都北区地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、東京都北区防災会議が策定する計画であり、北区のあらゆる自然災害に対処する総合計画です。この計画では、震災及び風水害に係る予防対策、応急対策、応急・復旧対策を実施することにより、様々な防災・減災対策を推進し、区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

東日本大震災(平成 23 (2011) 年)、関東・東北豪雨(平成 27 (2015) 年)、熊本地震(平成 28 (2016) 年)などの大きな災害によって明らかになった災害対策上の課題や教訓、国及び東京都の法令・制度や動向等を踏まえ、本計画の改定を行います。

この概要版は、北区地域防災計画の要点をまとめたものです。本書により北区の防災・減災対策にご理解、ご協力をいただき、日頃から「自分の身は自分で守る」ことを念頭に災害に備えることをお願いするものです。

2 東京都北区地域防災計画改定の基本方針

(1) 受援体制の事前準備

内閣府において作成された「地方公共団体のための災害受援体制に関するガイドライン」などを参考に「受援」に関する章(震災対策編第 2 部第 1 3 章)を新規に記載します。

(2) 避難行動要支援者に対する支援の充実

避難行動要支援者に対する支援を充実させるため、避難行動要支援者名簿等に関する項目を追加記載します(震災対策編第 2 部第 9 章)。

(3) 被災者生活支援体制の強化

罹災証明の発行システム導入等被災者生活支援にかかわることを追加し、被災者生活再建支援システムを利用し、災害発生時における被災者支援業務の標準化及び電子化を図るとともに相互応援体制を整備します(震災対策編第 2 部第 1 2 章)。

(4) 水防体制・情報提供の整理

荒川下流タイムライン【拡大試行版】の策定・公表(平成 29 (2017) 年 5 月 荒川下流域タイムライン専門部会)や、東京都北区洪水ハザードマップ【荒川が氾濫した場合】の改訂(平成 29 (2017) 年 5 月北区)を踏まえ、水防体制・情報提供等を整理します(風水害対策編第 2 部第 1 章)。

凡例 赤字：修正箇所

(5) 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等

水防法や土砂災害防止法の一部改正を踏まえ、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設について、本計画に名称及び所在地を記載します（記載された要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練を実施する必要があります）（風水害対策編第2部第1章）。

3 目 次

震災対策編.....	4
第1部 総 則.....	4
第1章 計画の概要.....	4
第2章 区の概況.....	5
第3章 被害軽減とくらし・まちの再生に向けた目標（減災目標）の設定.....	6
第2部 施策ごとの具体的計画.....	7
第1章 区、区民、事業者等の基本的責務と役割.....	8
第2章 区民と地域の防災力向上.....	9
第3章 安全なまちづくりの実現.....	15
第4章 安全な交通ネットワーク及び ライフライン等の確保.....	18
第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化.....	20
第6章 情報通信の確保.....	22
第7章 医療救護等対策.....	23
第8章 帰宅困難者等対策.....	26
第9章 避難者対策.....	28
第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進.....	39
第11章 放射性物質対策.....	41
第12章 区民生活の早期再建.....	42
第13章 円滑な受援（応援の受入れ）体制の構築.....	45
第3部 災害復興計画.....	47
風水害対策編.....	49
第1部 総 則.....	49
第1章 計画の方針.....	49
第2部 災害予防.....	51
第1章 水害予防対策.....	51
第3章 風水害時の避難所等の特定.....	59

震災対策編 第1部 総則

本部の構成	改定
第1章 計画の概要	
第2章 区の概況	
第3章 被害軽減とくらし・まちの再生に向けた目標（減災目標の設定）	

第1章 計画の概要

1 地域防災計画の目的

震災対策編第1部第1章1

東京都北区地域防災計画は、北区災害対策本部、防災機関、その他諸機関が有する全機能を有効・適切に発揮し、また事業者、自主防災組織及び区民が総力を結集して、各主体の持てる能力を発揮し、主体間で連携を図ることにより、「自助」「共助」「公助」を実現し、区民の生命、身体及び財産を自然災害から保護することを目的としています。

2 計画の性格及び範囲

震災対策編第1部第1章2

構成	内容
震災対策編	
第1部 総則	<ul style="list-style-type: none"> ・首都直下地震等の被害想定 ・被害軽減とくらし・まちの再生に向けた目標（減災目標）等
第2部 施策ごとの具体的計画	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時に行う予防対策、事前対策 ・発災直後からの応急対策、復旧対策 等
第3部 災害復興計画	<ul style="list-style-type: none"> ・震災復興の基本的な考え方 ・震災復興本部 ・震災復興計画の策定 等

第2章 区の概況

1 被害想定

震災対策編第1部第2章4

本計画には、平成24（2012）年4月に東京都防災会議で決定した「首都直下地震等による東京の被害想定」における北区の被害想定結果を反映しています。

■東京都北区に係る被害想定

冬の夕方18時・風速8m/秒の想定結果の抜粋

前提条件		東京湾北部地震 (M7.3)	多摩直下地震 (M7.3)	元禄型関東地震 (M8.2)	立川断層帯地震 (M7.4)	
物的被害	建物 原因別 全壊	ゆれ(棟)	2,658	1,657	1,200	1
		液状化(棟)	29	25	19	0
		急傾斜地崩壊(棟)	104	104	105	7
		計※	2,792	1,786	1,324	9
	火災	出火件数(件)	14	9	6	1
		焼失棟数(棟)	620	304	254	9
		倒壊建物を含まない				
	ライフライン	電力(停電率)	11.3%	7.4%	5.6%	0.0%
		固定電話(不通率)	1.7%	0.7%	0.6%	0.0%
		ガス(供給停止率)	0.0~57.9%	0.0~49.2%	0.0~44.7%	0.0~0.0%
		上水道(断水率)	32.6%	27.4%	41.6%	2.9%
		下水道(管きよ被害率)	26.0%	24.8%	24.1%	17.7%
		エレベーター閉じ込め台数(台)	99	87	81	32
	人的被害	死者(人)	126	79	60	1
		うち災害時要援護者死者数(人)	94	59	44	1
		負傷者(人)	2,837	2,090	1,780	64
		うち重傷者(人)	268	172	129	4
避難者(人)		73,410	58,139	66,784	3,827	
滞留者数(人)		247,350	247,350	247,350	247,350	
うち帰宅困難者数(人)		69,466	69,466	69,466	69,466	
自力脱出困難者(人)		865	541	392	0	

※小数点以下の四捨五入により、合計が一致しない

第3章 被害軽減とくらし・まちの再生に向けた目標 (減災目標) の設定

平成24(2012)年度の計画改定時において、北区では災害対策を推進する目標を、被害を軽減する減災の観点と早期からの復旧・復興対策の着手の観点から捉え、「被害軽減とくらし・まちの再生に向けた目標」として決めました。

目標1

- ① 死者の6割減少：被害想定約180人→約70人以下
- ② 避難者の約4割減少：同約7.3万人→約4.4万人以下
- ③ 建築物の全壊棟数の約6割減少：同約3,400棟→約1,300棟以下

《目標を達成するための主な対策》

- 建物の耐震化
- 家具類の転倒・落下・移動の防止対策の推進
- 救出・救護体制の強化
- 木造住宅密集地域の不燃化
- 区民や事業者の火災対応力の強化
- 消防力の充実・強化

目標2

- 東京都と連携し、帰宅困難者の安全を確保する

《目標を達成するための主な対策》北区帰宅困難者対策基本方針より

- 一斉帰宅抑制実現のための区内事業者等の備蓄対策の推進
- 家族との連絡手段・発災後の行動を考えておくなど事前準備の啓発
- 徒歩帰宅者のための帰宅支援道路を指定し、滞留者等に案内・広報
- 沿道の帰宅支援ステーション等を整備し、より一層の安全・安心を確保

目標3

- 避難所の環境整備などに努めるとともに、早期に被災者の生活再建の道筋をつける

《目標を達成するための主な対策》

- 避難所運営態勢の強化
- ライフラインの早期復旧
- 応急危険度判定の迅速化
- 復興態勢の強化

第2部 施策ごとの具体的計画

本部の構成	改定
第1章 区、区民、事業所等の基本的責務と役割	
第2章 区民と地域の防災力向上	
第3章 安全なまちづくりの実現	
第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	
第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化	拡充
第6章 情報通信の確保	
第7章 医療救護等対策	
第8章 帰宅困難者等対策	
第9章 避難者対策	拡充
第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進	拡充
第11章 放射性物質対策	
第12章 区民生活の早期再建	拡充
第13章 円滑な受援（応援の受入れ）体制の構築	新規

第1章 区、区民、事業者等の基本的責務と役割

1 基本理念

震災対策編第2部第1章1

地震等の災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、

- (1) 自らの生命は自らが守るという自助の考え方
- (2) 区民、事業者が地域の中で相互に助け合い、自分たちのまちは自分たちで守るとい
う共助の考え方
- (3) 区民、事業者と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにし
て連携を図るという考え方

以上の3点が基本となります。これらを、本計画の基本理念とします。

2 基本的責務

震災対策編第2部第1章1

本計画では、区、区民、事業者の基本的責務を、次のように定めます。

(1) 区の責務

区は、災害対策のあらゆる施策を通じて防災関係機関等と連携を図り、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、災害後の区民生活及び事業活動の再建と安定を図り、まちの復興を推進するために最大の努力を払わなければならない。

(2) 区民の責務

区民は、災害による被害を防止するために自己の安全確保に努めるとともに、相互に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全確保に努めなければならない。

(3) 事業者の責務

事業者は、区その他の行政機関が実施する災害対策事業及び区民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、災害の防止、災害後の区民生活の再建と安定を図り、まちの復興を図るために最大の努力を払わなければならない。

第2章 区民と地域の防災力向上

阪神・淡路大震災や東日本大震災などの過去の震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって多くの命が救われており、発災時における自助・共助の重要性が明らかになっています。

北区に住み、生活をおくる区民、自主防災組織、事業者等は、「自らの生命・まちは自ら守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、区民、事業者、区、ボランティア団体等との相互連携、相互支援を強め、自助・共助による区民と地域の防災力の向上を推進します。

目次体系	主な取組	改定
【基本方針】		
【予防対策】		
1 自助による区民の防災力向上	1-1 区民による自助の備え	
	1-2 防災意識の啓発	
	1-3 防災教育・防災訓練の充実	
	1-4 外国人支援対策	
2 地域による共助の推進	2-1 自主防災組織等の活動	
	2-2 地区防災会議	
	2-3 「地区防災運営協議会」の設置	
	2-4 防災資機材等の充実	
3 消防団の活動体制の強化		
4 事業者による自助・共助の強化		
5 ボランティアとの連携		
6 小・中学校の防災対策		
【応急対策】		
1 自助による応急対策の実施	1-1 区民自身による応急対策	
	1-2 外国人の情報収集等に係る支援	
2 地域による応急対策の実施		
3 消防団による応急対策の実施		
4 事業者による応急対策の実施		
5 ボランティアとの連携		
6 応急教育・応急保育	6-1 応急教育の実施	
	6-2 応急保育の実施	

1 自助による区民の防災力向上

1-1 区民による自助の備え

第1 区民による自助の促進

区民は日頃から、「自らの生命、自分たちのまちは自分たちで守る」という観点に立って、必要な防災対策に取り組みます。

主な備え

- 建築物等の耐震性・耐火性の確保
- 消火器、住宅用火災警報器、感震ブレーカーなどの住宅用防災機器等の準備
- 家具類や窓ガラス等の転倒・落下・移動防止
- ブロック塀等の安全対策
- 飲料水、食料、携帯ラジオなど非常持ち出し用品や簡易トイレの準備
- 日常的に使用しているもので、使用対象者が限られるなどの特別なものの、1週間分程度の備蓄（ただし、医薬品等の備蓄が難しいものは、例えばお薬手帳（の写し）など、その手配につながるものの備蓄）
- 災害時の家族の避難や連絡方法の確認
- 防災訓練等への参加
- 町会・自治会等の行事への参加を通じた近隣との顔の見える関係づくり
- 生活再建に向けた保険・共済の加入

第2 要配慮者世帯等における自助の促進

区では、発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を必要とする人を「要配慮者」、さらに、要配慮者のうち円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援が必要となる人を「避難行動要支援者」と位置付け、その方々を事前に把握するための「避難行動要支援者名簿への登録申請制度」をはじめ支援体制の構築を進めています。

そこで区民においても、要配慮者がいる世帯では、次に掲げる措置をはじめ、必要な防災対策を推進します。

主な備え

- 避難行動要支援者名簿への登録（災害時の支援を必要とする場合）
- 日常的に使用しているもので使用対象者が限られるなどの特別なものの1週間分程度の備蓄（ただし、医薬品等の備蓄が難しいものは、例えばお薬手帳（の写し）など、その手配につながるものの備蓄）

凡例 赤字：修正箇所

- 東京都発行「東京防災」等を活用した、日頃からの備え
- 区の要配慮者向けの支援事業を活用した家庭内での家具転倒防止装置や感震ブレーカーの設置

1-2 防災意識の啓発

区は、防災関係機関等と連携して区民等への防災啓発を推進します。

主な事業

- 感震ブレーカーの設置推進
- 防災意識啓発パンフレットの作成
- 区職員向け行動マニュアル手帳の作成

1-3 防災教育・防災訓練の充実

区や各防災関係機関は、幼児期から社会人までの連続した総合的な防災教育を推進し、生涯にわたる自助・共助の精神が身に付くよう支援します。その際、性別や年齢、国籍による視点の違いに配慮し、女性や子ども、外国人の参画の促進に努めるとともに、防災リーダーを育てる防災教育を実施します。

主な事業

- 中学生防災学校の実施
- 震災総合訓練の実施
- 幅広い世代が楽しみながら防災行動を学ぶことができる防災運動会の実施
- 起震車を活用した防災教室の実施
- 区職員訓練

1-4 外国人支援対策

区は、外国人居住者の増加、東京オリンピック・パラリンピック開催等による外国人旅行者の増加に向けて、都や国際交流団体等と連携し、外国人居住者に防災知識を普及するとともに、今後、災害発生時の情報提供手段等の整備を推進します。

災害が発生した場合、区は、都が設置する「外国人災害時情報センター」と連携して外国人の皆さんへの情報提供を行います。

また、今後、区で策定する「多文化共生指針」に基づき、外国人居住者に適切な支援を行うとともに、地域の防災訓練への参加を促すなど、自助力向上のための意識啓発を行います。

2 地域による共助の推進

2-1 自主防災組織等の活動

災害時に、自主防災組織が区、防災関係機関、近隣事業者と連携し、応急活動を行うことができるように、区は平常時から自主防災組織等の活動の活性化に向けた支援対策を行います。

主な事業

- 組織間の情報交換や、次世代の防災リーダーの育成を目指した講習会等
- 区民が集まる場や機会を捉えた防災に関する出展や出前講座
- 区民等に対する自主防災組織等の活動に関する情報提供
- **スタンドパイプ、緊急用簡易給水栓の配備など資機材整備**

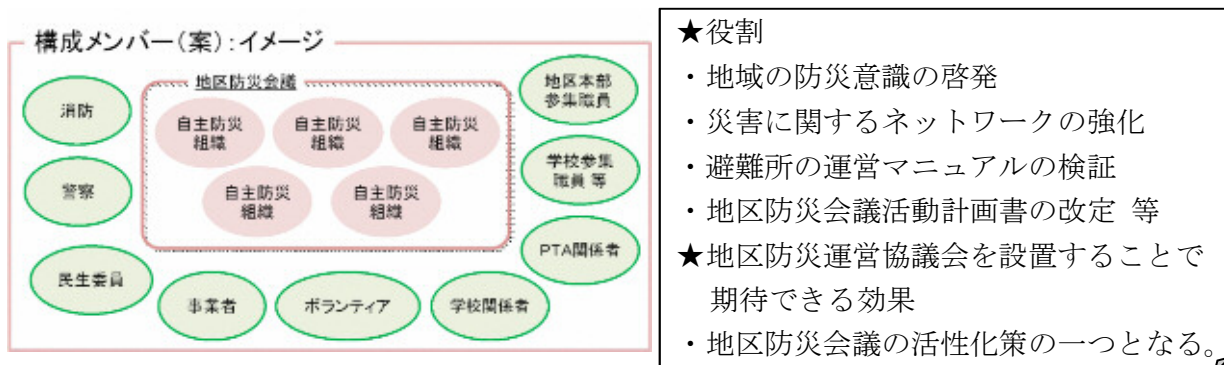
2-2 地区防災会議

地区防災会議は、地域全体としての安全を確保するために自主防災組織で構成される合議体です。区、防災関係機関などと連携し、会議内の自主防災組織の指導、調整を行います。

地区防災会議の活動拠点は、区内19か所の地域振興室とします。

2-3 「地区防災運営協議会」の設置

区は、地区防災会議を主体に地域の関係者が会する「地区防災運営協議会」を設置して防災活動を展開し、地区防災会議の機能強化・活性化や地域の防災意識・結束力の向上、また災害時の防災態勢の迅速な構築を図ります。



2-4 防災資機材等の充実

区は、自主防災組織の活動体制を強化するために、救助機材（ジャッキ、バール、ノコギリ、ポンプ、バーナー、格納倉庫等）の支給や大規模自主防災組織への小型消防ポンプ（D級可搬ポンプ）等の支給を行ってきました。

凡例 赤字：修正箇所

また、既存スタンドパイプに給水機能を付与する「緊急用簡易給水栓」及び小型消防ポンプとスタンドパイプを接続させるための「媒介金具」を配備し、資機材の機能を強化しました。

今後は商店街を対象として、スタンドパイプの配備を進めます。

3 消防団の活動体制の強化

震災対策編第2部第2章【予防】3,【応急】3

消防団は、災害時には自主防災組織や消防署隊と連携して初期消火、消防活動、救出救護等に従事し、平常時は地域住民に対し、初期消火等の技術的な訓練指導を行います。

区及び消防署は、消防団員がより意欲的・効果的に活動できるように、活動しやすい環境づくりや資機材の整備に取り組み、その活動を支援します。

4 事業者による自助・共助の強化

震災対策編第2部第2章【予防】4,【応急】4

事業者は、生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生などの災害発生時の事業者の役割を果たすために、消防署の指導を受けて事業所防災計画や業務継続計画（BCP）を作成し、自らの組織力を活用して各種防災対策を図ります。

5 ボランティアとの連携

震災対策編第2部第2章【予防】2・5,【応急】5

- (1) 北区では、災害時のボランティア活動の本部となる「災害ボランティアセンター」（以下、「センター」）を、NPO・ボランティアぷらざに設置します。また、ボランティアの円滑な活動のために、「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」に活動拠点を設置します。
- (2) 区は、「東京都災害ボランティアセンター」と連携し、ボランティア活動に対する情報収集や調整等を行います。
- (3) センターの立ち上げ・管理・運営は、北区、北区社会福祉協議会及び東京都北区市民活動推進機構の協働とします。ただし、管理・運営は、可能な限り北区社会福祉協議会及び東京都北区市民活動推進機構が行い、区は必要な援助、情報提供を行います。
- (4) 外部からのボランティアに関しては、飲料水や食料の確保は可能な限り自ら調達することを基本とし、災害時にはその旨についてホームページ等にて周知を図ります。

6 小・中学校の防災対策

災害時、各小・中学校では、児童・生徒の安全を確保するとともに、避難所の開設に協力し、さらには教育の場の早期再開に努めます。

各小・中学校では平常時から「学校防災マニュアル」を活用し、防災訓練や安全指導、防災に関する研修を行い、地域の実情を勘案した学校の防災体制の充実を図ります。

第3章 安全なまちづくりの実現

防災まちづくりの最終目標は、「燃えない、壊れないまちづくり」です。

災害から区民の生命及び貴重な財産を守るとともに、震災時における都市の機能を維持するために、「都市計画マスタープラン」や東京都の「防災都市づくり推進計画」に示された安全で災害に強いまちの実現に向けて、防災まちづくり事業を推進し、都市構造そのものの防災性を高める取り組みを推進します。

また、同時に、地域の防災機能の向上に有用である道路・河川の整備や、公園などのオープンスペースの確保の取り組みも推進していきます。

目次体系	主な取組	改定
【基本方針】		
【予防対策】		
1 安全に暮らせるまちづくり	1-1 地域特性に応じた防災まちづくり	
	1-2 河川等の整備	
	1-3 高層建築物及び地下街等における安全対策	
	1-4 崖・擁壁、ブロック塀等の崩壊の防止	
2 建築物の耐震化及び安全対策の促進	2-1 建築物の耐震化の促進	
	2-2 エレベーター対策	
	2-3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止	
	2-4 文化財施設の安全対策	
3 応急危険度判定のための態勢整備		
4 液状化、長周期地震動への対策の強化	4-1 液状化対策の強化	
	4-2 長周期地震動対策の強化	
5 出火、延焼等の防止	5-1 消防水利の整備、防火安全対策	
	5-2 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化	
	5-3 危険物等の輸送の安全化	
【応急対策】		
1 消火・救助・救急活動及び警備活動		
2 河川施設等の応急対策による二次災害防止	2-1 河川施設等の応急対策	
	2-2 砂防・急傾斜地崩壊防止施設等の応急対策	
	2-3 公園・児童遊園の応急対策	
3 社会公共施設等の応急対策		
4 被災住宅の応急危険度判定		
5 被災宅地の応急危険度判定		

6 危険物等の応急措置による危険防止	1 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置	
	2 危険物輸送車両等の応急対策	
	3 危険動物の逸走時対策	
【復旧対策】		
1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復	1 河川施設等の復旧	
	2 二次的な土砂災害防止対策	
	3 公園・児童遊園の復旧	
2 社会公共施設等の復旧		

1 安全に暮らせるまちづくり

震災対策編第2部第3章【予防】1,【応急】1～6

1-4 崖・擁壁、ブロック塀等の崩壊の防止

第1 崖・擁壁等の安全化

崖地に建築物や擁壁等を設ける場合、区では、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行っています。新たに宅地造成等の開発行為を行う者に対しては、都市計画法に基づき、崖・擁壁の指導、監督を行っています。

今後、区は土砂災害防止法の対象外である高さ2.0m以上・傾斜度30度以上の崖・擁壁等の現況調査を実施し、その調査結果をもとに更なる意識啓発や相談窓口の充実等に取り組むとともに、「崖・擁壁等の安全・安心支援事業」の活用を促進します。

第2 擁壁等安全対策支援事業

防災基盤の整備を一層推進するため、申請者の負担を少なくする「擁壁等安全対策支援事業」を実施しています。さらに、土砂災害支援事業として、土砂災害特別警戒区域内の住宅等の土砂災害対策工事に必要な経費の一部助成(土砂災害改修費用の1/5、75万円限度)を実施しています。また、狭あい道路拡幅整備事業による崖地での道路後退の場合にも、当事業を適用しています。

平成29(2017)年4月現在

対象物	高さ2.0mを超える擁壁及び道路に面した高さ1.5m以上の擁壁の新設及び改修に係る工事費を助成する。 (1) 擁壁新築工事 ア RC造(既製品含む)で構造計算により安全を確認した擁壁 イ 間知石積造で宅地造成等規制法の基準(※)を満たす擁壁 (※東京都都市整備局「都市計画法・宅地造成等規制法開発許可関係実務マニュアル」参照) (2) 既存擁壁改修工事 擁壁を改修することにより安全性を確認できる既存擁壁
補助内容	工事費の1/3(400万円限度)、土砂災害特別警戒区域内工事費の1/2(600万円限度)

第3 土砂災害防止法の運用

土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）は、土砂災害防止対策の推進を図るため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域をあらかじめ明らかにし、当該区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造規制等を行うこととしています。

都は、平成28(2016)年3月、土砂災害防止法に基づき、北区内の自然崖25か所を土砂災害警戒区域等に指定しました（特別警戒区域は23か所）。また、平成31(2019)年度までに人工崖の調査を終え、あらたに区域指定をする予定です。

区は、土砂災害防止法による区域指定がされた場合は、都と協力して避難等に関する情報を住民に提供するとともに、土砂災害防止法に従い、避難のための態勢を確立します。

5 出火、延焼等の防止

震災対策編第2部第3章【予防】5

5-1 消防水利の整備、防火安全対策

災害時の出火等を防止するため、区は消防署等と連携して、火災警報器や消火器等の普及促進、また地下街や飲食店などの防火対象物等に対する可燃物の落下防止や従業員の対応要領等の指導を推進します。

また、火災が発生した場合の拡大防止を図るため、消防水利の整備や消防活動路等の確保に取り組みます。

さらに、不燃化特区など特定地域での感震ブレイカーの配布、避難行動要支援者のみの世帯に対する感震ブレイカー等の取り付け支援を行います。

第4章 安全な交通ネットワーク及び ライフライン等の確保

道路、鉄道といった交通関連施設は、都市の活動を支える基盤として重要な役割を担っています。人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行い、区民の生命を守るために、発災時にもその機能を確保する必要があります。

また、発災後の区民の暮らしを支え、都市機能を維持するためには、上下水道をはじめとした各種ライフラインの機能の確保が不可欠です。そこで本章では、区民のくらしや都市機能を支える交通ネットワークやライフライン確保についての対策を示します。

目次体系	主な取組	改定
【基本方針】		
【予防対策】		
1 道路・橋梁		
2 鉄道施設		
3 河川施設等		
4 緊急輸送ネットワークの整備	4-1 緊急輸送ネットワーク	
	4-2 緊急道路障害物除去等	
	4-3 地域内輸送拠点の設置等	
5 水道		
6 下水道		
7 電気・ガス・通信等	7-1 電気施設の安全化	
	7-2 ガス施設の安全化	
	7-3 通信施設の安全化	
	7-4 共同溝の整備促進	
	7-5 電線類の地中化推進	
8 ライフラインの復旧活動拠点の確保		
9 電源等の確保		
【応急対策】		
1 道路・橋梁	1-1 道路・橋梁の応急対策	
	1-2 交通規制	
	1-3 輸送ルートの確保	
2 鉄道施設		
3 河川施設等	3-1 河川及び内水排除施設	
	3-2 防災用船着場の運用	
	3-3 河川障害物の除去	

目次体系	主な取組	改定
4 水道		
5 下水道		
6 電気・ガス・通信等	6-1 電気	
	6-2 ガス	
	6-3 通信	
【復旧対策】		
1 道路・橋梁		
2 鉄道施設		
3 河川施設等		
4 水道		
5 下水道		
6 電気・ガス・通信等	6-1 電気	
	6-2 ガス	
	6-3 通信	
	6-4 ライフライン復旧関係者の受入	

4 緊急輸送ネットワークの確保 震災対策編第2部第4章【予防】4,【応急】1, 3

4-3 地域内輸送拠点の設置等

- (1) 地域内輸送拠点とは他自治体・民間機関等からの支援物資及び調達物資の集積・輸送拠点を指します。
- (2) 幹線道路・ヘリコプターの離発着可能場所周辺に事前に確保します。
- (3) 救援物資等の緊急輸送手段として、河川を利用した水上輸送拠点を利用します。
- (4) ヘリコプターの離発着場所をあらかじめ調査します。
- (5) 車両・要員の確保等、救援物資等の輸送態勢を確立します。
- (6) 荒川の緊急用河川敷道路や河川敷ヘリポート（場外離着陸場・災害時臨時離着陸場）等を活用します。なお、各施設の運用については、荒川下流防災施設運用協議会が定める「荒川下流防災施設活用計画」に従います。

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化

大規模な震災が発生した場合、発災直後の的確かつ迅速な初動対応が多く命を救うことに繋がります。このため、区災害対策本部においても、被害の状況に応じた機動的な対応や、区内、東京都、防災関係機関等との迅速かつ円滑な連携ができる態勢の強化が必要になります。そこで本章では、大規模な地震が発生した場合における北区災害対策本部の初動態勢や、他自治体などとの広域的な連携について示します。

目次体系	主な取組	改定
【基本方針】		
【予防対策】		
1 初動態勢の整備	1-1 活動庁舎等の設備	
	1-2 初動態勢の強化	拡充
	1-3 地区本部態勢の強化	
	1-4 夜間・休日等勤務時間外の態勢	
	1-5 夜間・休日等の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化	
	1-6 平日昼間の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化	
	1-7 福祉避難所の（初期）運営態勢の強化	
	1-8 防災職員住宅居住者の活用	
	1-9 各種訓練の充実	
	1-10 庁舎が被害を受けた場合の代替庁舎	新規
2 事業継続体制の確保		
3 消火・救助・救急活動態勢及び警備態勢の整備	3-1 消火・救助・救急活動態勢	
	3-2 警備態勢の整備	
4 広域連携体制の構築 （災害時相互応援協定の締結の推進）		
5 応急活動拠点の整備	5-1 オープンスペースの確保	
	5-2 大規模救出救助活動拠点等の確保	
	5-3 ボランティアの活動拠点の明確化	
【応急対策】		
1 初動態勢	1-1 区の責務	
	1-2 区の活動態勢	拡充
	1-3 防災機関の活動態勢	
2 消防・救助・救急及び警備活動	2-1 震災消防活動	
	2-2 救助・救急活動	
	2-3 警備	
3 応援協力・派遣要請		
4 応急活動拠点の調整		

1 初動態勢の整備

震災対策編第2部第5章【予防】1,【応急】1

1-2 初動態勢の強化

災害対策本部に関する組織を整備し、新たに災害対策本部長の補佐機能に、これまでの統括班、対策班、情報班のほか、受援班を追加します。

1-10 庁舎が被害を受けた場合の代替庁舎

北区業務継続計画（地震編）の改定作業の中で代替庁舎を定めます。

2 事業継続体制の確保

震災対策編第2部第5章【予防】2

区は、北区業務継続計画（地震編）に沿って、事業継続体制の強化に努めます。その一環として、情報システムのバックアップ等も含む「情報システムのBCP対策」についても検討・整備に取り組んでいます。また、熊本地震での教訓などを踏まえ、北区業務継続計画（地震編）の修正に取り組みます。

4 広域連携体制の構築

震災対策編第2部第5章【予防】4,【応急】3

災害時に、他自治体等に対して、応援協力や派遣要請を速やかに行うことができるよう、区は平常時から他自治体、事業者、協会・団体等と協議し、災害時応援協定の締結を推進します。

第6章 情報通信の確保

被災状況などの災害関連情報は、防災関係機関による応急対策などの具体的な活動を展開する上で欠かせません。このような必要な情報を伝達するためには、発災時に機能する通信網を確保していく必要があります。さらには、行政機関等における通信だけではなく、家族との安否確認のための情報通信も、発災時の混乱を避けるために必要となります。

そこで本章では、発災後の情報通信の確保に向け、防災関係機関等の相互の通信、区民への情報提供、住民相互の情報伝達についての対策を示します。

目次体系	主な取組	改定
【基本方針】		
【予防対策】		
1 防災関係機関相互の情報通信連絡体制の整備		
2 区民等への情報提供体制の整備		
3 区民相互の情報連絡等の環境整備		
【応急対策】		
1 防災関係機関相互の情報通信連絡態勢（警報及び注意報などの第一報）		
2 緊急地震速報の利用		
3 防災関係機関相互の情報通信連絡態勢（被害状況等）	3-1 基本方針	
	3-2 情報収集・伝達態勢の確立	
	3-3 区の被害調査要領	
	3-4 都への報告	
4 広報態勢		
5 相談窓口態勢		
6 区民相互の情報連絡等		

第7章 医療救護等対策

震災時には、家屋やブロック塀の倒壊、火災、崖崩れ等により多数の負傷者が発生することが想定され、迅速に医療救護活動を行わなければなりません。また、遺体については、死者への尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速かつ適切に対応する必要があります。

そこで本章では、発災時における初動医療態勢の確立や医薬品・医療資器材の確保、災害拠点病院の整備や医療施設の耐震化等の基盤整備、遺体の火葬等について、対策を示します。

目次体系	主な取組	改定
【基本方針】		
【予防対策】		
1 初動医療態勢の整備	1-1 情報連絡態勢等の確保	
	1-2 医療救護活動の確保	
	1-3 負傷者等の搬送体制の整備	
	1-4 防疫態勢の整備	
	1-5 在宅難病患者への対応	
2 医薬品・医療資器材の確保		
3 医療施設の基盤整備		
4 遺体の取扱いに関する態勢整備		
【応急対策】		
1 初動医療態勢	1-1 医療情報の収集伝達態勢	
	1-2 初動期の医療救護活動	
	1-3 負傷者等の搬送態勢	
	1-4 保健衛生態勢	
2 医薬品・医療資器材の供給		
3 医療施設の確保		
4 行方不明者の捜索、遺体の検視・ 検案・身元確認等		
【復旧対策】		
1 防疫態勢の確立		
2 火葬		

1 初動医療態勢の整備

1-1 情報連絡態勢等の確保

- (1) 区は、区内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う「北区災害医療コーディネーター」を設置しています。
- (2) 区は、地域の災害医療が円滑に進むように、北区災害医療コーディネーター等に協力して薬事に関する調整を行う「北区災害薬事コーディネーター」を設置しています。
- (3) 北区災害医療コーディネーターがその機能を発揮できるためには、区内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握することが重要です。そのため、区は緊急医療救護所となっている医療機関等に北区地域防災行政無線（移動系）を配備するとともに、さらなる情報連絡体制を構築します。

1-2 医療救護活動の確保

- (1) 区は、発災後速やかに、緊急医療救護所及び医療救護所の医療救護活動や、在宅療養者の医療を支援する「医療救護活動拠点」を北区保健所等に設置します。北区災害医療コーディネーターを中心として活動し、地域医療情報の集約、連絡調整、医薬品等の中継、応援医師やDMATの活動の拠点として活用します。
- (2) 区は、発災直後から超急性期にかけて、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う緊急医療救護所の設置場所を、災害拠点病院等の近接地等あらかじめ指定する場所に確保します。
- (3) 区は、急性期以降に、地域医療が回復するまでの間の医療機能を確保し、軽症者（慢性疾患等を含む）への対応や避難者の健康相談等に対応するための「医療救護所」の設置場所を、学校避難所に確保します。
- (4) 災害時に妊婦への適切な対応を行うため、区は、妊婦救護所を設置します。

凡例 赤字：修正箇所

【医療救護所等一覧】

分類	組織・施設	所在地	備考
緊急医療救護所	東京北医療センター	北区赤羽台 4-17-56	医療機関
	花と森の東京病院	北区西ケ原 2-3-6	
	明理会中央総合病院	北区東十条 3-2-11	
	赤羽中央総合病院	北区赤羽南 2-5-12	
	王子生協病院	北区豊島 3-4-15	
医療救護所	西浮間小学校	北区浮間 2-7-1	学校避難所
	赤羽岩淵中学校	北区赤羽 2-6-18	
	桐ヶ丘中学校	北区桐ヶ丘 2-6-11	
	明桜中学校	北区王子 6-3-23	
	十条富士見中学校	北区十条台 1-9-33	
	滝野川第五小学校	北区昭和町 3-3-12	
	飛鳥中学校	北区西ケ原 3-5-12	
医療救護活動拠点	北区保健所	北区東十条 2-7-3	区施設
	王子健康支援センター		
	赤羽健康支援センター	北区赤羽南 1-13-1	
	滝野川健康支援センター	北区西ケ原 1-19-12	

第8章 帰宅困難者等対策

大規模な震災が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生し、区内においても大きな混乱が生じることが想定されます。事業者や学校などでは、従業員や児童・生徒等を職場や学校等に待機させ、一斉帰宅を抑制し混乱を防止する必要があります。また要配慮者を優先とする帰宅困難者の搬送についても、国や東京都を中心とした広域的な応援調整が必要となります。

そこで本章では、地震が発生した場合における帰宅困難者についての対策を示すとともに、行政機関だけではなく外出者、事業者、学校など社会全体で連携した取り組みを示すことにより、駅周辺をはじめとした混乱の防止や帰宅困難者の安全な帰宅の実現を目指します。

目次体系	主な取組	改定
【基本方針】		
【予防対策】		
1 帰宅困難者対策条例等の周知徹底		
2 帰宅困難者への情報通信態勢整備		
3 一時滞在施設の確保		
4 徒歩帰宅支援のための態勢整備		
【応急対策】		
1 駅周辺での混乱防止	1-1 駅周辺の混乱防止	
	1-2 集客施設及び駅等における利用者保護	
	1-3 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入	
2 事業者等における帰宅困難者対策		
【復旧対策】		
1 徒歩帰宅者の代替輸送	1-1 鉄道運行情報等の提供	
	1-2 代替輸送手段の確保	
2 徒歩帰宅者の支援		

2 帰宅困難者への情報通信態勢整備

震災対策編第2部第8章【予防】2

帰宅困難者へ災害関連情報等を提供するため、都及び区は、通信事業者等と連携して、情報通信基盤の整備や情報提供態勢の構築を進めます。

区は、平成29(2017)年3月より、NTTタウンページ(株)が提供するスマートフォンアプリ「防災タウンページアプリ」とコラボレーションし、北区独自の情報や機能を提供しています。当アプリは23区全域を対象としてリリースされており、他区の防災拠点等も確認できることから、区民が区外で帰宅困難者になった際にも活用できます。

3 一時滞在施設の確保

震災対策編第2部第8章【予防】3

災害時に、一時滞在施設に指定されている施設の管理者は、施設の安全性を確認後、区等からの一斉帰宅抑制の呼びかけや災害関連情報等を踏まえて、帰宅困難者等を一時的に受け入れる一時滞在施設を開設します。

そのため、区は、所管する施設を一時滞在施設として指定し、都の指定する施設とあわせて区民に周知するとともに、事業者や私立学校等に対して、一時滞在施設の提供を働きかけていきます。

また、区は、国及び都と連携し、事業者に対する一時滞在施設確保の要請、民間一時滞在施設確保に対する支援など、一時滞在施設の確保を推進します。

第9章 避難者対策

区民の避難に備え、事前に避難場所や避難所を指定し、災害発生時の避難態勢を整備する必要があります。また、首都直下地震等の大規模災害に備え、自治体の枠を越える避難先確保や広域避難も含めた的確な避難誘導のあり方についての検討も必要です。

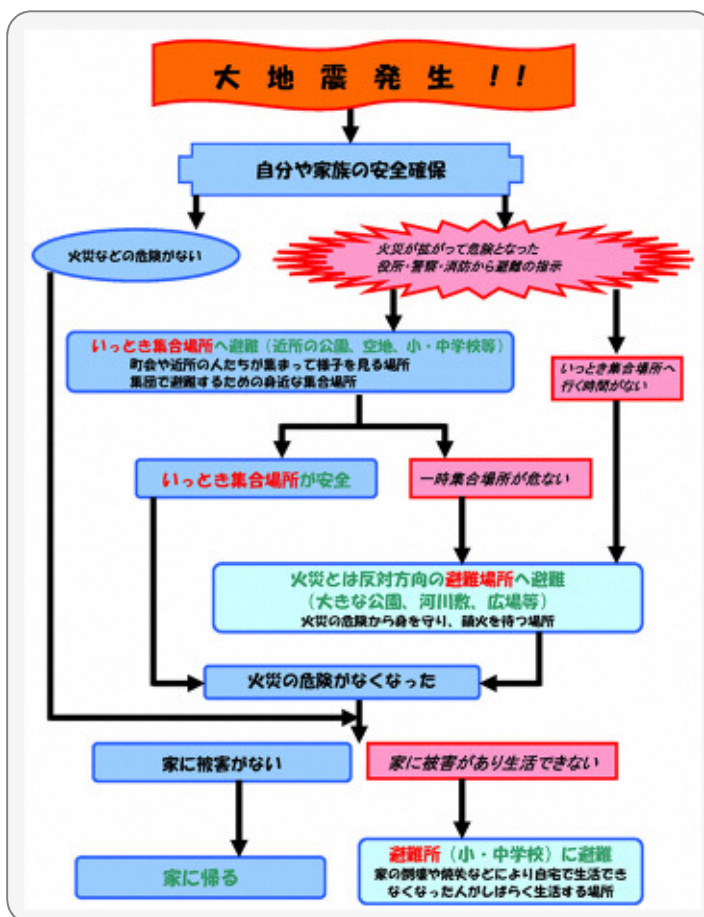
本章では、避難者対策として、都と連携した避難場所の指定及び避難所の指定・安全化をはじめとする避難態勢の整備に係る対策を示します。

目次の体系	主な取組	改定
【基本方針】		
【予防対策】		
1 避難態勢の整備	1-1 基本的な避難行動	
	1-2 避難所等の定義及び指定	
2 要配慮者の避難等支援態勢の整備	2-1 北区における要配慮者の考え方	拡充
	2-2 北区における避難行動要支援者への支援の考え方	拡充
	2-3 避難行動要支援者の避難行動支援に関して地域防災計画において定めるべき事項	拡充
	2-4 福祉避難所の定義及び指定	
	2-5 福祉避難所の周知	
3 避難所の管理運営態勢の整備等	3-1 避難所の開設・管理運営	
	3-2 避難所における女性への配慮	
	3-3 福祉避難所の（初期）運営態勢の強化	拡充
4 避難所等の耐震化及び安全対策の促進	4-1 避難所等の耐震化及び安全対策の促進	
	4-2 避難所等の応急危険度判定のための態勢整備	
【応急対策】		
1 避難誘導		
2 避難場所・避難所等の開設・管理運営	2-1 避難場所の開設・管理運営	
	2-2 避難所等の開設	
	2-3 避難所（区立小・中学校等）の運営	
	2-4 福祉避難所の運営	拡充
3 動物救護		
4 ボランティアの受入		
5 被災者の他地区への移送		
6 避難所外の避難者への対応		

1 避難態勢の整備

1-1 基本的な避難行動

原則として区民は、自主防災組織等の単位でいっとき集合場所に集合し、次の方法で避難場所へ避難する「2段階避難」とします。その際、避難の勧告や指示がなくとも、地域の実情や災害の状況に応じて避難を行います。



1-2 避難所等の定義及び指定

分類	定義
いっとき集合場所	災害に伴う延焼火災が迫り、避難の勧告・指示が出された場合、近隣居住者の安否確認、まちの安全確認を行う一時的な集合場所。区が自主防災組織、警察署、消防署と協議して、事前に選定。
避難場所	延焼火災が迫り、自宅や事業所、地域にいることが危険な場合に避難する場所。災害時に拡大する火災から確実に身の安全を確保できる場所として、東京都震災対策条例に基づき、区内14か所を指定。
避難所	災害後、家屋倒壊などで自宅では生活できない被災者が、一定期間、生活する場所。情報連絡や給食・給水、医療救護等、地域の支援活動の拠点ともなる。北区立小・中学校等、全60か所を指定。

2 要配慮者の避難等支援態勢の整備 震災対策編第2部第9章【予防】2【応急】2

2-1 北区における要配慮者の考え方

第1 北区における要配慮者及び避難行動要支援者の定義

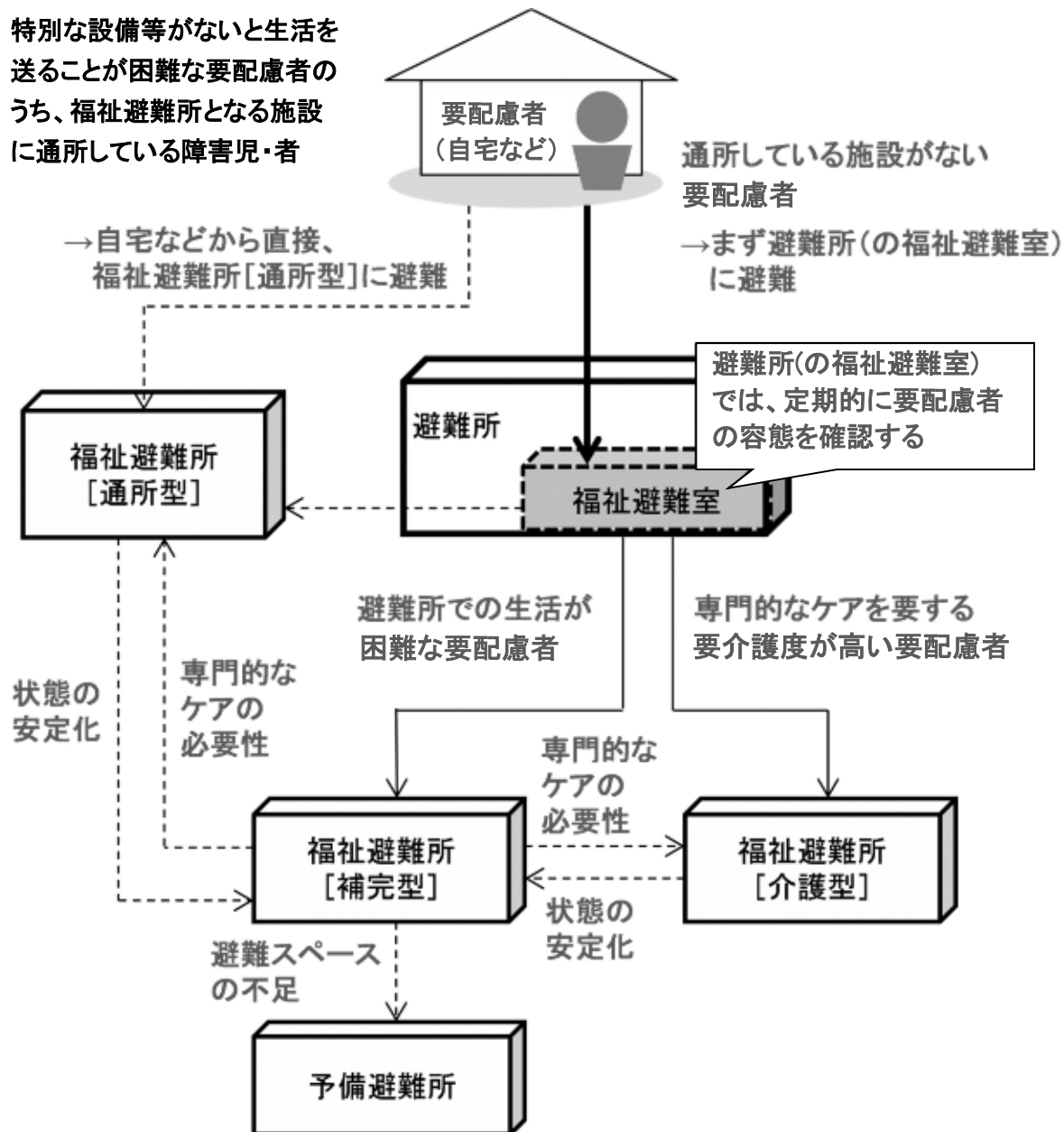
- (1) 本地域防災計画では、要配慮者を次のとおり定義します。

発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者を「要配慮者」と定義します。具体的には、高齢者、障害者、難病者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定しています。
- (2) 避難行動要支援者を次のとおり定義します。

要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難を確保するため特に支援を必要とする者を「避難行動要支援者」と定義します。具体的には、区が定める要件により、「避難行動要支援者名簿」の登載対象となる人です。
- (3) 災害発生時に、要配慮者・避難行動要支援者に対する支援策の一つとして、まず区民、自主防災組織、防災関係機関、事業者、区等が「要配慮者」及び「避難行動要支援者」に対する共通認識を持ち、ともに連携していく必要があります。
- (4) 区は、要配慮者・避難行動要支援者の定義等を区民に広く周知し、理解を得るよう努めます。その際、北区ニュースやホームページ等を活用します。

第2 要配慮者の基本的な避難行動

要配慮者の基本的な避難行動を、下図のように位置付けます。特に、特別な設備等がないと生活を送ることが困難な障害児・者に関しては、福祉避難所に直接避難できるような体制を整備します。



要配慮者の基本的な避難行動イメージ

2-2 北区における避難行動要支援者への支援の考え方

第1 避難行動要支援者への支援の基本的考え方

- (1) 北区における避難行動要支援者に対する支援とは、基本的に、大規模火災や家屋倒壊等の甚大な被害、また多数の避難者等が出るような災害が発生した場合に、自主防災組織等が「避難行動要支援者名簿」等を用いて、避難行動要支援者の避難所への避難状況を確認し、その結果、不在の避難行動要支援者がいれば、自宅等を訪問して安否確認等を行うことを指します。
- (2) 自主防災組織等は、上記の避難行動要支援者の安否確認等を災害の発生から3日以内を目標として実施します。ただし、災害時の状況次第では、安否確認等を行うことができないことも考えられます。
- (3) 状況次第では命に関わる方^{*}に対しては、(上記に限らず)区、防災関係機関等が主体となり安否確認等を行います。
※例えば、人工呼吸器等の電子医療機器を使用している方へは、停電時にも安否確認が必要になります。

第2 避難行動要支援者個別計画作成の考え方

1 名簿情報の提供

区長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供します。ただし、名簿情報を提供することについて本人の同意を得られない場合は、名簿情報は提供しません。

また、区長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができます。この場合は、名簿情報を提供することについての本人の同意は必要ありません。

2 避難支援等関係者への依頼事項（情報伝達、避難行動支援等の役割分担）

大規模火災や家屋倒壊等の甚大な被害、また多数の避難者等が出るような災害が発生した場合に、自主防災組織等は、「避難行動要支援者名簿」等を用いて、避難所への避難行動要支援者の避難状況を確認し、その結果、不在の避難行動要支援者がいれば、自宅等を訪問して安否確認等を行います。

3 避難支援体制の確保

区は、避難支援等関係者（警察署、消防署、自主防災組織（町会・自治会）、民生・児童委員、高齢者あんしんセンター）の協力のもと、各避難行動要支援者の個別計画の作成に努めます。

4 避難支援行動に関わるコーディネート機能

区は、前述の個別計画作成にあたっては、高齢者あんしんセンター等に避難行動要支援者と介護サービス事業者などとの連絡・調整を行うコーディネーターとしての協力を得るよう努めます。

5 名簿情報の外部提供不同意者の名簿

区は、名簿情報を平常時から避難支援等関係者に提供することについて不同意であった者については、災害時に、避難行動の支援や安否確認、救助活動などに避難支援等関係者と協力して活用するための名簿のみ作成します。

6 避難支援を協力依頼する企業団体等との協定締結

区は、災害時に、避難行動要支援者への避難支援を依頼する企業団体等との協定締結に努めます。

7 避難行動要支援者の避難場所

区は、個別計画作成において、避難行動要支援者の避難場所確保に留意します。

8 避難場所までの避難路の整備

区は、個別計画作成において、避難経路を把握し、複数の避難行動要支援者が利用する避難経路を優先して整備に留意します。

9 避難場所での避難行動要支援者の引き継ぎ方法と見守り体制

区は、個別計画作成において、避難行動要支援者に適した避難場所での引き継ぎ方法と見守り体制に留意します。

10 避難場所からの避難先及び当該避難先への移送方法

区は、個別計画作成において、避難行動要支援者に適した避難場所から避難先及び当該避難先への移送方法に留意します。

凡例 赤字：修正箇所

2-3 避難行動要支援者の避難行動支援に関して地域防災計画において定めるべき事項

災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者の避難行動支援に関して地域防災計画において定めるべき事項について、次の表のとおり定めます。

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」 避難行動要支援者の避難行動支援に関して地域防災計画において定めるべき事項

項 目	内 容
避難支援等関係者	所管警察署、所管消防署、民生委員・児童委員、自主防災組織（町会自治会）、高齢者あんしんセンター
避難行動要支援者名簿掲載者範囲	(1) 区が指定する登録者 <ul style="list-style-type: none"> ○ 要介護3から5の認定を受けている者 ○ 身体障害者手帳（1・2級及び体幹3級）に該当する者 ○ 愛の手帳（1・2度）に該当する者 ○ 精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する者 (2) 下記のいずれかの条件に該当し、自力では避難ができず支援が必要なため、名簿登録を希望する者 <ul style="list-style-type: none"> ○ 75歳以上の単身もしくは75歳以上の高齢者のみの世帯の者 ○ 要介護、要支援の認定を受けている者 ○ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している者 ○ 難病医療費受給者など上記に準ずる者 ○ その他、区長が必要と認める者
必要な個人情報	住所、氏名、世帯主、生年月日、性別、続柄、宛名番号、異動年月日及び事由（転居、転出、転入通知受理、死亡）、前住所、通称名、電話番号、FAX番号、身体障害者手帳級数、愛の手帳度数、精神障害者保健福祉手帳級数、要介護度、名簿情報の外部提供についての同意の有無、避難支援等を必要とする事由等
個人情報入手方法	関係部局が把握している要介護者や障害者等の情報把握及び避難行動要支援者名簿に登録する者からの申告に基づく。
更新時期	毎月の更新を基本とする
情報漏えい防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区の個人情報保護条例に基づき厳重に管理する。 ○ 避難支援者等関係者が名簿を受領した際、「受領書兼誓約書」を区へ提出する。その際、前年度に配布した名簿については回収する。なお、原本を複製した名簿についてはその管理と廃棄の徹底を求める。
その他	要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮として、多様な手段の活用による情報伝達を実施する。避難支援者等関係者の安全確保のため、地域住民全体での協力体制を推進していく。

2-4 福祉避難所の定義及び指定

第1 福祉避難所等の定義及び指定

要配慮者の避難所として、次のとおり指定する。指定した施設については、避難生活のための必要な設備整備や備蓄物資等を整備する。

分類	定義及び指定
福祉避難室	(1) 避難所内の教室や畳のある部屋、保健室等に設ける要配慮者専用の避難スペース。また、要配慮者の容態を定期的に確認し、福祉避難所等への移送等の必要性を判断する。 (2) 避難所と同じタイミングで開設する。
福祉避難所 [通所型]	(1) 特別な設備等がないと生活を送ることが困難な要配慮者のうち、日頃から各施設に通所している障害児・者のための避難所。 (2) 避難所と同じタイミングで開設する。 (3) 対象施設：障害者福祉センター、赤羽西福祉工房、あすなる福祉園、若葉福祉園、都立特別支援学校、(民間)福祉施設 等
福祉避難所 [介護型]	(1) 特別な施設等がないと生活を送ることが困難な要配慮者のうち、専門的なケアを要する要介護度が高い方のための避難所。 (2) 被害状況や、避難所等の受入状況等を考慮して、段階的に開設する。 (3) 対象施設：(区立・民間)特別養護老人ホーム、(民間)介護老人保健施設、 (区立)高齢者在宅サービスセンター等
福祉避難所 [補完型]	(1) 福祉避難所[通所型]及び[介護型]の定義には該当しない要配慮者で、避難所での生活が困難な方のための避難所。 (2) 被害状況や、避難所等の受入状況等を考慮して、また避難所以外の用途とも調整を図り、段階的に開設する。 (3) 対象施設：ふれあい館、老人いこいの家 等
予備避難所	(1) 避難所あるいは福祉避難所[通所型][介護型][補完型]の避難スペースが不足した場合に開設する、予備的な避難所。 (2) 被害状況や、避難所等の受入状況等を考慮して、また避難所以外の用途とも調整を図り、段階的に開設する。 (3) 候補施設：北とぴあ、赤羽会館、滝野川会館、滝野川体育館、桐ヶ丘体育館、赤羽体育館、区外宿泊施設 等

凡例 赤字：修正箇所

2-5 福祉避難所の周知

区は、災害対応機関や関係機関、医療・保健・福祉サービス提供機関・事業者等に対し、パンフレットや研修、訓練等を通して、福祉避難所についての制度の理解と周知を深めます。また、広報活動や訓練を通して、広く区民に福祉避難所等の機能や役割について周知を図り、理解と協力を求めます。

3 避難所の管理運営態勢の整備等 震災対策編第2部第9章【予防】3,【応急】2

3-2 避難所における女性への配慮

既往災害で報告されている避難所生活における女性の悩みに対処するために、次のような支援拠点・態勢を設けます。

＜主な支援策＞

- 避難所生活における女性の悩みの早期解決を目的とした相談窓口の設置・運営支援
- 女性リーダーを対象とした相談・支援態勢の構築
- 避難所等における女性相談員による巡回相談態勢の構築

3-3 福祉避難所の（初期）運営態勢の強化

区は、福祉避難室における巡回態勢の構築、福祉避難所〔通所型〕・〔介護型〕・〔補完型〕及び予備避難所の開設・運営に向けて、災害対策本部各部の業務を見直し、庁内態勢の（再）構築を図ります。

第1 福祉避難所の開設者の設定

（勤務時間外における）福祉避難所〔通所型〕の早期開設に向けて、区は、非常配備態勢を再定義し、あらかじめ「東京都北区勤務時間外の災害等に対応する非常配備態勢に関する要綱」等に定めます。開設にあたっては業務継続計画を踏まえ、また専門的知識を有する職員や防災職員住宅居住者の活用を検討し、自主防災組織や防災関係機関等との連携強化を図ります。

第2 福祉避難所初期の運営体の強化のための協定締結

区は、関係のある他自治体、事業者、協会・団体等との間に福祉避難所運営業務を含む災害時応援協定の締結を推進します。締結にあたっては、想定される災害規模や、北区との位置関係・地域特性等も考慮し、また通常業務を通じて各団体等と関係ができてきている各所管課と防災課が連携し、より有効な協定の締結や円滑な災害対策業務の遂行につなげます。

第3 指定管理者施設との連携

区は、福祉避難所としての利用が考えられる施設の指定管理者との間に締結する協定に、今後、災害時の福祉避難所の運営業務を盛り込みます。

第4 福祉避難所関係機関の定期的連絡会の場

区は、災害時における福祉避難所の開設・運営も含めて要配慮者に対する支援対策の着実な推進を図るために、区関係各課や防災関係機関等が対策の進捗や支援対策の着実な推進のための課題等を共有する支援を行います。

第5 福祉避難所運営マニュアル

災害時に福祉避難所として機能するように、福祉避難所運営マニュアルの作成や運営訓練の実施など、当該施設との連携を強化し準備します。

第6 福祉避難所運営のための物資・機材・人材、移送手段の確保

- (1) 区は、福祉避難所開設予定の施設運営者と連携し、福祉避難所における必要な物資・機材の備蓄を図ります。また、区は、物資・機材の備蓄のほか、災害時において必要とする物資・機材を速やかに確保できるように、関係団体・事業者と協定を締結するなど連携を図ります。
- (2) 区は、地域における福祉避難室から福祉避難所への移送（福祉避難所間）、あるいは福祉避難所から緊急に入所施設等へ移送することに関して、要配慮者の状態に配慮した適切な移送手段の確保に努めます。
- (3) 区は、緊急輸送体制強化のため、タクシー・バス事業者と「災害時におけるタクシー・バス車両による緊急輸送協力に関する協定」を締結しています。

第7 社会福祉施設、医療機関等との連携

福祉避難所運営のための専門的人材の確保や機材等の調達、要配慮者の緊急入所対応等には、社会福祉施設、医療機関等の協力が必要です。区、社会福祉施設、医療機関は、あらゆる機会を通じて平時から相互に連携を図ります。

第8 福祉避難所の運営体制の事前準備

- (1) 区は、災害時において、福祉避難所の速やかな開設及び運営を行うことができるように努めます。

凡例 赤字：修正箇所

- (2) 区、自主防災組織、支援団体、社会福祉施設福祉関係者、保健師、医師、看護師等の保健・医療関係者、民生委員は、福祉避難所と平時から連携を行い、事前の取組を進めます。

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

災害により平常時の市場流通機能が被害を受けた場合でも、避難者の生命を守るため、食料・水・毛布等の生活必需品を確保するとともに、その物資を迅速・的確に避難者へ供給する必要があります。

そこで本章は、物資の備蓄及び調達、備蓄倉庫、車両等輸送手段の確保の実施態勢等について対策を示します。

目次体系	主な取組	改定
【基本方針】		
【予防対策】		
1 食料及び生活必需品等の確保		
2 飲料水及び生活水の確保		拡充
3 備蓄倉庫及び輸送拠点等の整備		
4 車輛・舟艇等輸送機関の確保		
【応急対策】		
1 物資の供給		
2 飲料水の供給		拡充
3 物資の調達要請		
4 救援物資の受入・配分		
5 義援物資の取扱い		
6 輸送車両等の調達		
【復旧対策】		
1 多様なニーズへの対応		
2 炊き出し		
3 水の安全確保		拡充
4 生活水の確保		拡充
5 物資の輸送		

凡例 赤字：修正箇所

2 飲料水及び生活用水の確保

震災対策編第2部第10章【予防】2,【応急】2,【復旧】3・4

災害時に、区は都と連携して災害による建物や水道施設の被害状況等を捉えた上で、安全確保に努めながら段階的に応急給水を実施します。

そのため、区は、浄水場、給水所、応急給水槽等を災害時給水ステーション（給水拠点）として位置付け、また耐震性地下貯水槽の設置や災害時協力井戸の指定等を行い、給水車の追加配備も加え、災害時の断水に備えた飲料水及び生活用水の確保に努めます。

3 備蓄倉庫及び輸送拠点等の整備

震災対策編第2部第10章【予防】3・4,【応急】4・6,【復旧】5

区は、滝野川体育館・桐ヶ丘体育館・赤羽体育館の3か所を、東京都から搬送される調達・応援物資を区内避難所等に搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ地域内輸送拠点として指定しています。

また、地域内輸送拠点及び輸送・配分の方法をあらかじめ定め、また区保有車両の災害時利用に向けた管理を進めます。

第 1 1 章 放射性物質対策

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から 220 km 離れている東京都においても、様々な影響を受けました。北区においても、区民からの相談対応や放射線量の測定等、様々な対策を講じてきたところです。

今後、都内及び区内において原子力災害による放射性物質等の影響（以下「放射性物質等による影響」という。）が懸念される事態が発生した場合には、区民の放射性物質に対する不安を軽減する備えが必要です。本章では、区における相談態勢や放射線量の測定について対応できる態勢の構築に関して示します。

目次体系	主な取組	改定
【基本方針】		
【予防対策】		
1 情報伝達態勢等の整備と区民への情報提供等		
【応急対策】		
1 情報連絡態勢		
2 区民への情報提供等		
【復旧対策】		
1 保健医療活動		
2 放射性物質への対応		

第12章 区民生活の早期再建

震災後の区民の生活再建を迅速に実施するためには、被災した生活環境を早期に復旧させることが重要になります。

そこで本章では、罹災証明の発行や、生活相談総合窓口の設置、また応急仮設住宅の供給等の区民の生活再建についての対策を示します。

目次の体系	主な取組	改定
【基本方針】		
【予防対策】		
1 罹災証明の発行準備		拡充
2 情報システムのバックアップ体制の構築		
3 トイレの確保及びし尿処理		拡充
4 ごみ処理		拡充
5 がれき処理		拡充
6 災害救助法等		
7 円滑な被災者生活再建の実施に向けた生活総合相談体制		新規
【応急対策】		
1 家屋・住家被害状況調査等		拡充
2 義援金の募集・受付・配分		
3 トイレの確保及びし尿処理		拡充
4 ごみ処理		拡充
5 がれき処理		拡充
6 災害救助法等の適用		
7 土石、竹木等の除去		
8 激甚災害の指定		
【復旧対策】		
1 被災住宅の応急修理		
2 応急仮設住宅の供給		
3 一時提供住宅の供給		
4 被災者の生活相談等の支援		拡充
5 義援金の募集・受付・配分		
6 被災者の生活再建資金援助等	6-1 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	
	6-2 被災者生活再建支援金の支給	
	6-3 住宅再建支援	
7 職業のあっせん		
8 各種減額・免除等	8-1 特別区税の徴収猶予及び減額・免除等	
	8-2 国民健康保険料の減額・免除等	
	8-3 国民年金保険料の免除	
	8-4 後期高齢者医療保険料の減額・免除	

目次の体系	主な取組	改定
	8-5 介護保険料・介護サービス費等の減額・免除	
	8-6 障害福祉サービス費の減額・免除	
9 日本郵便(株)の復旧・復興支援		
10 融資		
11 がれき処理の実施		
12 災害救助法の運用等		

1 罹災証明の発行準備

震災対策編第2部第12章【予防】1,【応急】1,【復旧】4

- (1) 区は、発災後、迅速かつ公平な被災者の生活再建支援の基礎とするために、**被災者台帳を作成します。**
- (2) 被災者台帳には、家屋・住家被害状況調査結果を整理するとともに、作成にあたっては、罹災証明発行や各種支援制度適用に必要な住民基本台帳等のデータを活用します。その準備として、「**被災者生活再建支援システム**」を導入します。
- (3) 準備にあたっては関係課で部会等を組織し、検討します。
- (4) **迅速で公平な被災者生活再建のために、具体的手順は東京都被災者生活再建支援システム利用協議会が作成するガイドラインによるものとします。**
- (5) 区職員が罹災証明発行手順に習熟しておくためにも、区は平常時から対応マニュアルを作成し、そのマニュアルを用いて訓練を実施します。
- (6) 区は、区内各消防署と情報共有等に関して事前協議等を行い、罹災証明発行に係る連携態勢を確立し、罹災証明の発行訓練を定期的に行います。
- (7) 区と東京都（主税局）は、罹災証明の発行に必要な固定資産関連情報について連携を図ります。
- (8) **区は、罹災証明発行を速やかに進めるために、罹災証明発行業務を応急期受援業務に位置付けます。**

3 トイレの確保及びし尿処理

震災対策編第2部第12章【予防】3,【応急】3

災害時、区は、「北区災害廃棄物処理計画（平成30（2018）年度策定予定）」に従って、し尿の処理を行います。

そのため、区は平常時から都や防災関係機関と連携して、処理態勢の構築及び必要な資機材等の確保を進めます。災害時のトイレの確保や管理にあたっては、内閣府において作成された「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を踏まえ、トイレの設置場所や防犯対策等について、障害者や女性の意見を積極的に取り入れるとともに、

凡例 赤字：修正箇所

清潔な環境を維持するために、衛生管理に必要な備品・消耗品等の備蓄を進めます。また、持ち運び可能で衛生面にも優れた要配慮者用のトイレ（洋式トイレ等）を、避難所・福祉避難所に配備します。

4 ごみ処理

震災対策編第2部第12章【予防】4,【応急】4

災害時、区は、「北区災害廃棄物処理計画（平成30（2018）年度策定予定）」に従って、ごみ処理を行います。区民及び事業者は、被災時においてもごみの分別に協力します。

5 がれき処理

震災対策編第2部第12章【予防】5,【応急】5

「北区災害廃棄物処理計画（平成30（2018）年度策定予定）」が対象とするがれきとは、災害により建物が倒壊することによって発生又は焼失若しくは損壊した建物を解体することなどによって発生するコンクリートくず、木くず、金属くず、粗大ごみ、その他の廃棄物を指します。

災害時、区は、「北区災害廃棄物処理計画（平成30（2018）年度策定予定）」に基づき、がれき処理を実施します。

7 円滑な被災者生活再建の実施に向けた生活総合相談体制

震災対策編第2部第12章【予防】7,【復旧】4

- (1) 区は、円滑な被災者生活再建支援のために、被災者生活再建相談窓口開設実績のあるNPO法人、その他民間団体情報を収集整理します。
- (2) 災害時、区は、区内3か所（赤羽会館、北とぴあ、滝野川会館）に生活相談総合窓口を開設し、区民の各種相談に応じます。
- (3) 区は、被災者の円滑な生活再建支援のために、区の施策事業を生活再建支援の視点で整理します。
- (4) 区は、区民の生活再建支援のための職員研修を行います。

第13章 円滑な受援（応援の受入れ）体制の構築

大規模災害が発生した場合、平常時業務の継続、緊急対応・応急対応を円滑に進めるためには北区職員だけでは人員不足になることは明らかです。他自治体等からの応援を円滑に受け入れ、一日も早く区民生活を再建するために、本章では東日本大震災や熊本地震の教訓を踏まえた受援に関する基本的な方針を定めます。

目次の体系		改定
1	受援に関する方針	新規
2	相互応援協定締結自治体との交流	新規
3	応急期受援体制	新規

1 受援に関する方針

震災対策編第2部第13章

- (1) 区は、被災時に発生する通常業務量を大きく超えて発生する災害対応業務を、他自治体職員等の応援を受けて処理をし、区民生活の一日も早い再建、行政機能の復活を果たすために、受援に関する方針を定めます。
- (2) 受援に関する方針は、①受援開始及び終了判断基準、②受援業務、③受援体制(受援窓口の設定)、④応援者、⑤受援の事前準備の各項目により構成します。また、受援は、発災後の局面に応じて、応急期受援と復旧・復興期受援に分けて考えます。初動期（発災直後）には、受援の体制を整えます。
- (3) 受援業務は、被災前に選定し、選定した受援業務に関しては、実施が求められる時期や対象となる資源が分かるように整理します。
- (4) 受援業務は、これまでの日本社会の災害対策の積み重ねにより、応援が定着している業務（避難所での健康相談、建築物の応急危険度判定、罹災証明発行など）及び北区業務継続計画（地震編）において緊急時優先業務と定められている業務を中心に選定します。
- (5) 受援経費の負担方法をあらかじめ明確にします。
- (6) その他、被災した自治体への応援の体制について検討を行います。

2 相互応援協定締結自治体との交流

震災対策編第2部第13章

区は、応援が想定される相互応援協定締結自治体と、平時から職員同士の交流・合同訓練を行い、顔が見える関係を構築します。

3 応急期受援体制

震災対策編第2部第13章

- (1) 災害対策本部長が受援の必要性を判断することにより受援を開始します。具体的な基準は、今後整理していきます。
- (2) 受援窓口（応援職員受け入れ担当）を災害対策本部に設けます。
- (3) 災害対策本部の受援窓口は、受援期間中の受援が必要な業務の把握、応援者の人数、派遣元、応援者の着任日及び離任日（予定を含む）、応援者の専門性を把握し、受援業務と応援者の調整を行います。
- (4) 受援業務の各担当部署に受援担当者を置き、災害対策本部の受援窓口との調整を行います。
- (5) 北区行政機能及び区民生活が回復したと災害対策本部長が判断した時点で、受援を終了します。

第3部 災害復興計画

大規模災害が発生した場合、区は、速やかに復興本部態勢を構築し、復興の基本方針や目標を定めて対策を講じる必要があります。災害対策本部を中心とした各種応急対策の実施と並行して、復興本部態勢の早期構築を目指し、また、くらし・まちの再生、安全・安心なまちづくりを目指して、市街地、住宅、保健・医療・福祉、産業などの各施策を総合的かつ計画的に推進します。

本部の構成	改定
第1章 復興の基本的な考え方	
第2章 震災復興本部	
第3章 震災復興計画の策定	
第4章 復興期受援体制の構築	新規

1 復興の基本的な考え方

震災対策編第3部第1章

「震災復興マニュアル」に従って、復興の方針や計画に基づいて復興事業を円滑に進めます。マニュアル習熟のための訓練を実施します。

2 震災復興本部

震災対策編第3部第2章

区は、復興本部に、復興業務の総合調整・進行管理、復興基本方針の策定・復興計画のとりまとめ、復興受援体制の整備等を行う復興本部事務局を置き、業務の指揮を執ります。

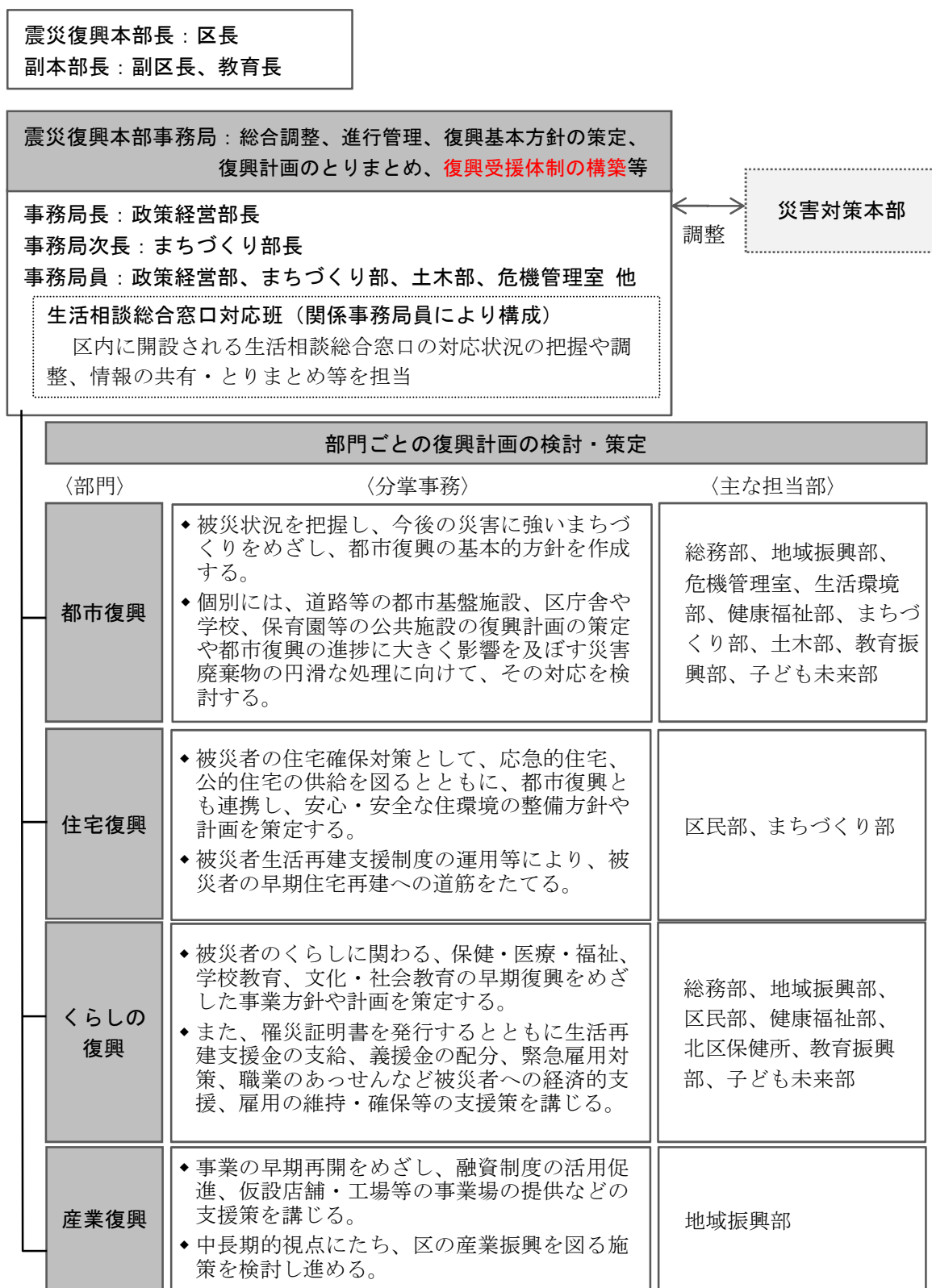
3 震災復興計画の策定

震災対策編第3部第3章

区は、震災後速やかに、震災復興の基本方針や年次目標等を立て、また震災復興計画を策定して、公聴会の開催や広報紙を通じて、区民に公表します。

なお、計画の検討や各種事業は、復興に関する各分野の専門家と、住民組織・各種団体の代表者が参画する復興計画策定委員会を設置し、専門的な知見と区民の皆さんの思いを受けて、推進していきます。

4 復興期受援体制の構築



震災復興本部態勢と分掌事務

風水害対策編 第1部 総 則

本部の構成	改定
第1章 計画の方針	
第2章 北区の概況	
第3章 水防管理団体（北区）の活動と責務	

第1章 計画の方針

本章の構成	改定
1 計画の目的	
2 計画の性格及び範囲	
3 北区・区民等の基本的責務と役割	
4 計画の修正	
5 震災対策編との関係	
6 計画の習熟	
7 計画の前提	

1 計画の目的

風水害対策編第1部第1章1

この計画は、北区地域防災計画の一環として、北区管内の各河川の洪水または高潮、急傾斜地等の崩壊による土砂災害、竜巻及び豪雪等の風水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、区民の安全を保持する目的をもって必要な監視、警戒、連絡、避難、立ち退き並びに水防活動に必要な資機材等の整備及び運用について実施の要綱を示したものです。

2 計画の性格及び範囲

風水害対策編第1部第1章2

この計画は、災害対策基本法（昭和36(1961)年法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、東京都北区防災会議が作成する北区に係る防災計画で、法第42条第2項各号に定める範囲で、本区の地理的条件及び過去の水害等の教訓を生かし、自然災害に対処する総合計画です。

本計画では、平常時に行う災害予防対策、事前対策及び発災直後からの応急対策・復旧を対象として、以下の構成とします。

凡例 赤字：修正箇所

なお、風水害対策編の構成は震災対策編の構成（具体の取組別に「予防対策、応急対策、復旧対策」を記載）と異なります。

構成	内容
風水害対策編	
第1部 総則	・計画の方針 ・北区の概況と水害履歴、河川等の概要 等
第2部 災害予防	・平常時に行う予防対策、事前対策 等
第3部 災害応急・復旧	・風水害発生後における区の本部体制 ・区及び防災機関等がとるべき応急対策、復旧対策 等

7 計画の前提

風水害対策編第1部第1章7

北区において、特に対策を講じる必要がある風水害は、荒川氾濫による大規模水害、台風の接近・上陸やゲリラ豪雨と呼ばれる局地的集中豪雨などの降雨による内水氾濫及び石神井川等の氾濫、急傾斜地等（崖・擁壁）の崩壊などであり、計画の改定にあたっては、過去の水害履歴や以下の洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ等を参考としています。

（1）洪水ハザードマップ～荒川が氾濫した場合～

平成27(2015)年5月の水防法改正を受け、国土交通省荒川下流河川事務所は、想定し得る最大規模降雨（荒川流域における72時間の総雨量632mm）による洪水浸水想定区域を平成28(2016)年5月に指定・公表しました。これをもとに、北区では、平成29(2017)年5月に「東京都北区洪水ハザードマップ～荒川が氾濫した場合～」を改正・公表しました。

第2部 災害予防

本部の構成	改定
第1章 水害予防対策	拡充
第2章 都市施設対策	
第3章 風水害時の避難所等の特定	拡充
第4章 物資輸送対策	
第5章 区職員の防災力向上	
第6章 地域防災力の向上	

第1章 水害予防対策

主な取組	改定
1 管内河川の改修計画	
2 水防に関する施設計画	
3 水防資器材・施設及び水防工法	
4 高潮対策	
5 急傾斜地等崖・擁壁防災対策	
6 土砂災害防止法の運用	
7 水害発生個所の解消	
8 都市型水害対策	
9 流木対策	
10 浸水対策	拡充
11 気象情報等	
12 荒川下流タイムライン(拡大試行版)に沿った防災行動計画	拡充

10 浸水対策

風水害対策編第2部第1章10

第1 浸水想定区域

第2 浸水想定区域における避難体制確保

1 水防法により定める事項

水防法により、浸水想定区域について、次に掲げる3つの事項について定めます。

- (1) 洪水予報等の伝達方法
- (2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (3) 浸水想定区域に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地。ただし、ウに掲げる施設については、当該施設の所有者または管理者から申し出があった場合に限りです。

凡例 赤字：修正箇所

- ア 地下街等
- イ 要配慮者利用施設
- ウ 大規模な工場その他の施設

区は、上記アの地下街等（水防法第15条第1項第3号イ）、イの要配慮者利用施設（水防法第15条第1項第3号ロ）の範囲を定義するとともに、区内の当該施設等を精査、選定し、該当する所有者、管理者等と協議のうえ、地域防災計画に施設の名称及び所在地等を記載し、必要な対策を講じます。

2 水防法及び土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設指定の考え方

- (1) 土砂災害警戒区域内に立地しているまたは浸水想定区域内（荒川が氾濫した場合）に立地している「要配慮者利用施設」を指定します。
- (2) 区における要配慮者利用施設は、概ね以下のとおりとします。
 - (ア) 区が指定する具体的な施設種類
 - 【社会福祉施設】 老人福祉施設等、障害者支援施設、児童福祉施設など
 - 【学校】 小学校、幼稚園、認定こども園など
 - 【医療施設】 病院、診療所（有床）
 - (イ) その他、区長が必要と認める施設
- (3) 区は、指定した要配慮者利用施設について、地域防災計画において以下の項目を定めます。
 - (ア) 土砂災害警戒区域の状況（内・外）
 - (イ) 浸水想定区域の状況（内・外）
 - (ウ) 施設名称
 - (エ) 施設所在地
- (4) 具体的な要配慮者利用施設は、地域防災計画の資料編に定めます。

(2) 洪水予報 (荒川)

① 洪水予報の種類と発表基準

国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部が共同で行う洪水予報は、2以上の都府県を流れる河川または流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生じる恐れのある場合に発表されます。北区に關係する洪水予報には、荒川洪水予報があります。都及び水防管理団体（北区）は、洪水予報を有効に利用し、効果的な水防活動に努めるものとします(法第10条第2項、法第13条の2、気象業務法第14条の2第2項)。

【荒川洪水予報の種類と発表基準】

情報	種類	予報地点	発表基準
氾濫注意情報 〔洪水注意報〕	荒川氾濫 注意情報	熊谷・治水橋・ 岩淵水門（上）	基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
氾濫警戒情報 〔洪水警報〕	荒川氾濫 警戒情報	熊谷・治水橋・ 岩淵水門（上）	基準地点のいずれかの水位が、概ね2～3時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれる時、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
氾濫危険情報 〔洪水警報〕	荒川氾濫 危険情報	熊谷・治水橋・ 岩淵水門（上）	基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき。
氾濫発生情報 〔洪水警報〕	荒川氾濫 発生情報	洪水予報区域内	洪水予報を行う区域内で、氾濫が発生したとき。



荒川水系洪水予報 実施区域図

< 出典 >
国土交通省荒川
下流事務所HP

1 2 荒川下流タイムライン（拡大試行版）に沿った防災行動計画

第1 タイムライン（事前防災行動計画）の目的・位置づけ

タイムラインとは、台風来襲等による水災害に対応する防災行動、とりわけ標準的に行われる全体及び各機関の防災行動を、行動や準備に要する時間等も考慮してあらかじめ時系列的に整理しておくことにより、時間的制約等が厳しい災害発生時における防災行動を効率的かつ効果的に行うことを目指す計画です。

第2 荒川下流タイムライン(拡大試行版)

区は、荒川下流域タイムライン専門部会が策定した荒川下流タイムライン（拡大試行版）を運用しています。同タイムラインは、平成19（2007）年9月台風第9号の降雨を想定最大規模に引き伸ばした降雨によってもたらされる荒川本川の堤防の決壊による水災害を対象とし、その水災害の進行を1つのシナリオとして、荒川下流部にどのような事態が発生するかを共有したうえで、各参画機関がそれぞれで必要とあらかじめ決定している防災行動項目を、時系列的に整理し、取りまとめたものです。

1 荒川下流タイムライン（拡大試行版）に沿った防災行動計画

「荒川下流タイムライン（拡大試行版）」（平成29（2017）年5月 荒川下流域タイムライン専門部会）に沿って、北区防災行動のうち、水防体制、情報提供、避難行動について時系列に整理します。

2 時系列の設定

荒川下流タイムライン(拡大試行版)の設定をもとに、災害事象のレベルの進行を次の表の通り「0」～「5」まで設定します。

凡例 赤字：修正箇所

レベル	時間帯 (荒川破堤までの時間)	水位の状況	気象の状況
0	—	平常	—
1 - 1	120～30 時間前	平常	台風の発生 台風の首都圏への接近 大雨・洪水注意報（埼玉、東京）
1 - 2	30 時間前 ～11 時間前	水防団待機水位（岩淵） 水防警報（待機・準備）（岩淵） 岩淵水門（上）3.5m 氾濫注意情報（熊谷） 氾濫注意情報（治水橋）	大雨・洪水警報（埼玉、東京） 暴風・波浪警報（東京） 記録的短時間大雨情報（埼玉）
2	11～3 時間前	水防警報（出動）（岩淵） 氾濫注意情報（岩淵） 氾濫警戒情報（熊谷） 氾濫危険情報（熊谷） 岩淵水門（上）の水位が避難判断水位に達すると予想 氾濫警戒情報（治水橋）	記録的短時間大雨情報（東京） 大雨特別警報（埼玉、東京）
3	3～0 時間前	氾濫警戒情報（岩淵） 氾濫危険情報（治水橋）	
4	堤防が決壊する恐れあり	氾濫危険情報（岩淵） 堤防が決壊する恐れ 越水開始まで4～9時間を想定 岩淵水門（上）の水位が計画高水位に達する恐れ	
5	荒川氾濫以降	荒川下流で破堤氾濫が発生 破堤氾濫による浸水域の拡大	

凡例 赤字：修正箇所

3 災害事象レベル別の主要な防災行動

水防体制、情報収集・提供、避難勧告・被災者対応別に、各レベルでの防災行動を整理します。

(1) レベル1-1 (荒川破堤まで 120～30 時間前)

- ・台風の発生
- ・大雨洪水注意報の発令

水防体制	情報収集・提供	避難勧告・被災者対応
人員配置の確認 災害対策用資機材の確認 災害時応援協定締結事業者への確認 危険箇所の点検・確認 樋門・水門・雨水ますの点検・清掃 災害即応本部立ち上げ検討	台風情報・気象情報の収集 雨量観測所情報の収集 河川水位観測所情報の収集	幼稚園、区立小中学校、福祉施設の休校・休園の検討

(2) レベル1-2 (荒川破堤まで 30 時間前～11 時間前)

- ・大雨洪水警報、暴風波浪警報の発表
- ・岩淵水門(上)の水位が水防団待機水位に到達

水防体制	情報収集・提供	避難勧告・被災者対応
災害体制の確認発令移行 地元警察・消防及び消防団へ避難呼びかけ実施に関する情報提供	台風情報・気象情報の収集 雨量観測所情報の収集 河川水位観測所情報の収集 公共交通事業者へ運行状況の確認	学校の休校の決定・伝達 地下街等、要配慮者利用施設への洪水予報の伝達 小中高校大学、保育園、福祉施設等の休業、休校措置

凡例 赤字：修正箇所

(3) レベル2（荒川破堤まで 11～3 時間前）

- ・大雨特別警報の発令
- ・氾濫危険情報（熊谷）、氾濫警戒情報（治水橋）、氾濫注意情報（岩淵）の発表

水防体制	情報収集・提供	避難勧告・被災者対応
災害体制の確認・発令・移行 水防活動に伴う消防署・警察署との協力 河川巡視 被災箇所・被災危険箇所に対する水防工法の検討、実施 浸水想定区域のアンダーパスに対する注意喚起の検討 規制場所に監視員配置	台風情報・気象情報の収集 雨量観測所情報の収集 河川水位観測所情報の収集 各施設の閉鎖に関する情報提供 道路管理者への道路規制状況、鉄道事業者・バス事業者への運行状況の情報収集	地下街等、要配慮者利用施設への洪水予報の伝達 避難準備・高齢者等避難開始の発表・伝達 避難所の開設・自主避難者の受け入れ 開設避難所の情報提供 広報車、防災行政無線による来訪者への退去勧告 地下鉄・地下街への避難方法、手段の案内、避難場所の案内 要配慮者施設への通行止めに関する事前情報提供 熊谷で避難判断水位を超えたことの情報提供 早期に避難するよう住民への避難呼びかけ テレビ、ラジオ、エリアメール、北区防災気象情報メール、防災行政無線、広報車で危険を周知

(4) レベル3（荒川破堤まで 3 時間前）

- ・氾濫警戒情報（岩淵）、氾濫危険情報（治水橋）の発表

水防体制	情報収集・提供	避難勧告・被災者対応
レベル2に引き続き同じ体制	台風情報・気象情報の収集 雨量観測所情報の収集 河川水位観測所情報の収集 報道機関に対する避難情報の報道協力依頼	避難勧告の発表・伝達 地下街利用者への周辺避難場所の広報 避難所の運営 避難状況の把握 地下街等、要配慮者利用施設への洪水予報の伝達

凡例 赤字：修正箇所

(5) レベル4（堤防が決壊する恐れあり）

- ・ 氾濫危険情報（岩淵）の発表
- ・ 岩淵水門(上)の水位が計画高水位に達する恐れ
- ・ 堤防が決壊する恐れ
- ・ 越水開始まで4～9時間を想定

水防体制	情報収集・提供	避難勧告・被災者対応
レベル3に引き続き同じ体制	雨量観測所情報の収集 河川水位観測所情報の収集	地下街等、要配慮者利用施設への洪水予報の伝達 避難指示（緊急）の発表・伝達 浸水想定区域の住民等への垂直避難の伝達 医療救護所の準備設置

(6) レベル5（荒川破堤以降）

- ・ 荒川下流で破堤氾濫が発生
- ・ 破堤氾濫による浸水域の拡大

水防体制	情報収集・提供	避難勧告・被災者対応
自衛隊の派遣・要請受け入れ 他地方公共団体応援要請 災害救助法適用申請 破堤箇所・浸水区域の情報把握 道路通行止めの情報共有 被災地域の警戒活動、各種相談対応の実施 交通規制の実施 市街地における土砂・汚泥の除去 放置車両の撤去 障害物等の撤去 道路・橋梁等の応急復旧 ボランティアの受け入れ・管理	雨量観測所情報の収集 河川水位観測所情報の収集 氾濫箇所・被害状況の確認 被害情報の伝達・収集	地下街等、要配慮者利用施設への洪水予報の伝達 生活物資の調達、救援物資の調達・配布 長期避難者のための物資輸送・医療福祉サービスの提供体制の確保 感染症予防・保健衛生 罹災証明発行 福祉避難所開設、検討、指示

第3章 風水害時の避難所等の特定

風水害時に備え、避難所の早期開設（自主避難施設）、避難所、及び垂直避難施設を整備します。平成26（2014）年度に台風接近に伴う石神井川の水害対策として、避難所の早期開設（自主避難施設）を3箇所設置しました。その後、平成28（2016）年3月の土砂災害警戒区域等の指定に伴い、平成29（2017）年度には、避難所の早期開設（自主避難施設）を10箇所に増設しています。今後、新たな土砂災害警戒区域等の指定に備え、避難施設の拡充も含め、より安全側に立った避難の在り方について検討を行います。

1 風水害時の避難場所

分類	位置づけ	該当施設	運営	ゲリラ豪雨・集中豪雨 → 石神井川氾濫 → 土砂災害	大型台風・停滞前線 → 荒川氾濫 → 土砂災害
避難所の早期開設（自主避難施設）	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告等が発令されるまでの間に、避難に時間を要する者や自主的に避難を行おうとする区民等を受入れる施設	北区立小・中学校等	<ul style="list-style-type: none"> ● 区職員及び施設管理者 ● 町会、自治会（自主防災組織） 	① 北区洪水ハザードマップや土砂災害警戒区域等を踏まえ、施設を指定する。 ② 危険が去っても、自宅等が浸水等で生活できない場合には避難所に移動する。	高台に位置する北区立小・中学校等を指定する。
避難所	避難勧告等の発令による避難者を受け入れ、災害後、浸水などにより自宅では生活できない被災者が、一定の期間、生活する場所	北区立小・中学校等	<ul style="list-style-type: none"> ● 自主防災組織（避難所管理運営委員会） ● 施設管理者及び区職員（指定参集職員など） 	北区洪水ハザードマップを踏まえ、浸水の影響を受けない学校、もしくは浸水の影響を受けない上層階を有する学校とする。	高台の小・中学校を避難所とする。
垂直避難施設	切迫した水害の危険から逃れるため、一時的に緊急避難する施設	区営住宅・都営住宅、独立行政法人都市再生機構等 [※]	—	災害に対する安全な構造であり、安全な区域に位置する、もしくは北区洪水ハザードマップを踏まえ、想定浸水以上の階を有し、避難が可能な施設とする。	

※ 今後も新たな施設の確保に向け、協定締結を進める。また、区内低地部に新たに建設予定の施設に対し、垂直避難施設としての施設開放を要望し、協定・覚書等の締結を働きかける。

